

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例及び佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第32号

佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例及び佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例
(佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例（昭和58年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(使用料等の額)	(使用料等の額)
第3条 略	第3条 略
2 手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。	2 手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 診断書 1通につき <u>730円</u>	(1) 診断書 1通につき <u>750円</u>
(2) 略	(2) 略

(佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部改正)

第2条 佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例（昭和47年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
分類		項目	金額	分類		項目	金額
手数料	1 微生物試験検査	真菌検査	1件につき <u>3,450円</u>	手数料	1 微生物試験検査	真菌検査	1件につき <u>3,550円</u>
		動物試験	手技1体につき <u>4,700円</u>			動物試験	手技1体につき <u>4,840円</u>
		細菌効力試験	1項目につき <u>9,940円</u>			殺菌効力試験	1項目につき <u>10,220円</u>
		殺虫効力試験	1項目につき <u>9,940円</u>			殺虫効力試験	1項目につき <u>10,220円</u>

改正前				改正後				
		食品検査	1 件につき <u>5,110円</u>			食品検査	1 件につき <u>5,260円</u>	
		環境衛生検査	1 件につき <u>36,860円</u>			環境衛生検査	1 件につき <u>37,910円</u>	
		略				略		
	2 理化学試験検査	水質検査	1 項目又は 1 件につき <u>27,150円</u>		2 理化学試験検査	水質検査	1 項目又は 1 件につき <u>27,920円</u>	
		温泉分析試験	1 件につき <u>80,030円</u>			温泉分析試験	1 件につき <u>82,310円</u>	
		食品検査	1 項目又は 1 件につき <u>39,030円</u>			食品検査	1 項目又は 1 件につき <u>40,150円</u>	
		環境衛生検査	1 項目につき <u>22,670円</u>			環境衛生検査	1 項目につき <u>23,320円</u>	
		底質、廃棄物等の試験	1 項目につき <u>37,890円</u>			底質、廃棄物等の試験	1 項目につき <u>38,970円</u>	
	3 薬事試験検査	微生物検査	1 項目につき <u>6,380円</u>		3 薬事試験検査	微生物検査	1 項目につき <u>6,560円</u>	
		分析試験	1 項目につき <u>19,600円</u>			分析試験	1 項目につき <u>20,160円</u>	
		試験及び鑑定	1 件につき <u>11,900円</u>			試験及び鑑定	1 件につき <u>12,240円</u>	
	使用料	機器等の使用	試験器具類	1 器具 1 時間につき <u>540円</u>	使用料	機器等の使用	試験器具類	1 器具 1 時間につき <u>560円</u>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る手数料について適用し、施行日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
（佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の規定は、施行日以後に行われる依頼に係る手数料又は申請に係る使用料について適用し、施行日前に行われた依頼に係る手数料又は申請に係る使用料については、なお従前の例による。